

首里・小禄・真和志・銘苅・神原・上間・高良学校給食センター

食器類リース契約書（案）

那覇市（以下「甲」という。）と○○株式会社（以下「乙」という。）と株式会社△△（以下「丙」という。）とは、食器類の賃貸借について、甲乙丙間で次のとおり契約を締結する。

（賃貸借物件）

第1条 乙は、甲に対し次に掲げる食器類を賃貸し、甲はこれを賃借する。

（品名・型式・数量）

菜皿	ポリプロピレン	(SD-19G)	180×25mm	7, 294個
深皿	ポリプロピレン	(SD-21G)	180×40mm	8, 910個
中皿	ポリプロピレン	(SD-10G)	130×25mm	16, 204個
ボール	ポリプロピレン	(BD-22G)	125×57mm	16, 204個
トレイ	ポリプロピレン	(T-104G)	350×260×19mm	16, 204枚
箸	強化ナイロン樹脂	(AH-195AA)	195mm	16, 204膳

（賃貸借期間）

第2条 この契約による賃貸借期間は、令和6年9月1日から令和11年8月31日までとする。

（納品の通知）

第3条 丙は、物品を納品したときは、直ちに納品検収書により、その旨を甲に通知しなければならない。

（物品の引き渡し）

第4条 丙は、納品物件が甲の行う検査に合格したときは、納入場所において遅滞なく当該物件を甲に引き渡さなければならない。

- 2 納入期限は、令和6年8月16日とする。
- 3 納入場所は、指定された各学校給食センターとする。
- 4 甲は物品引き渡しの日から賃貸借開始日の前日まで当該物品を使用できるものとする。

（契約金額）

第5条 契約金額は、○○円（うち消費税及び地方消費税額○○円）とする。

（賃借料の支払い）

第6条 各年度の賃借料の支払額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の賃借料は、分割して毎月分を支払うものとし、乙は毎月書面により甲に請求するものとする。
- 3 当月分の賃借料は、翌月以降に支払うものとする。（前金払いではなく後払い）
- 4 甲は、乙からの適法な賃借料金の請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- 5 甲は、契約期間中において、乙の責によらない理由で食器類を使用しない期間、もしくは使用できない期間があったとしても乙に対する賃借料の支払いを免れない。

（契約の解除）

第7条 甲は、乙、丙、乙若しくは丙の代理人、乙若しくは丙からの再委託契約の当事者又は乙若しくは丙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、この契約を解除することができる。

（契約保証金）

第8条 契約保証金は、那覇市契約規則第30条第12号の規定により免除する。

(公租公課)

第9条 乙は、食器類に対する公租公課その他一切の賦課金を負担するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第10条 乙は、甲が特に承認した場合のほか、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはならない。

(損害賠償責任)

第11条 甲または乙及び丙は、いずれかがこの契約に違反した場合において、その相手に損害を与えたときは、契約違反者は、直ちにその損害を賠償しなければならない。

2 乙は、甲の故意または過失によって盗難、滅失、毀損等の事故により損害を受けた場合、甲に対してその賠償を請求することができる。

(裁判管轄)

第12条 この契約に関して紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所とする。

(特約事項)

第13条 この契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年那覇市条例第41号）第2条の長期継続契約であるため、この契約の締結の日に属する年度の翌年度以降において、当該契約にかかる甲の歳出予算において減額または削減があった場合、甲は、この契約を変更または解除することができる。

(協議)

第14条 この契約に定めのない事項または本契約に関し、当事者間に疑義が生じたときは、甲乙丙間で協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

那覇市泉崎1丁目1番1号
甲) 那覇市
那覇市長 知念 覚

乙)

丙)

別表

令和6年度

履行月	支払額		
令和6年9月分	円	(うち消費税及び地方消費税額	円)
令和6年10月分	円	〃	円)
令和6年11月分	円	〃	円)
令和6年12月分	円	〃	円)
令和7年1月分	円	〃	円)
令和7年2月分	円	〃	円)
令和7年3月分	円	〃	円)
合計	0	円	0 円)

令和7年度

履行月	支払額		
令和7年4月分	円	(うち消費税及び地方消費税額	円)
令和7年5月分	円	〃	円)
令和7年6月分	円	〃	円)
令和7年7月分	円	〃	円)
令和7年8月分	円	〃	円)
令和7年9月分	円	〃	円)
令和7年10月分	円	〃	円)
令和7年11月分	円	〃	円)
令和7年12月分	円	〃	円)
令和8年1月分	円	〃	円)
令和8年2月分	円	〃	円)
令和8年3月分	円	〃	円)
合計	0	円	0 円)

令和8年度

履行月	支払額		
令和8年4月分	円	(うち消費税及び地方消費税額	円)
令和8年5月分	円	〃	円)
令和8年6月分	円	〃	円)
令和8年7月分	円	〃	円)
令和8年8月分	円	〃	円)
令和8年9月分	円	〃	円)
令和8年10月分	円	〃	円)
令和8年11月分	円	〃	円)
令和8年12月分	円	〃	円)
令和9年1月分	円	〃	円)
令和9年2月分	円	〃	円)
令和9年3月分	円	〃	円)
合計	0	円	0 円)

令和9年度

履行月	支払額		
令和9年4月分	円	(うち消費税及び地方消費税額	円)
令和9年5月分	円	〃	円)
令和9年6月分	円	〃	円)
令和9年7月分	円	〃	円)
令和9年8月分	円	〃	円)
令和9年9月分	円	〃	円)
令和9年10月分	円	〃	円)
令和9年11月分	円	〃	円)
令和9年12月分	円	〃	円)
令和10年1月分	円	〃	円)
令和10年2月分	円	〃	円)
令和10年3月分	円	〃	円)
合計	0 円	〃	0 円)

令和10年度

履行月	支払額		
令和10年4月分	円	(うち消費税及び地方消費税額	円)
令和10年5月分	円	〃	円)
令和10年6月分	円	〃	円)
令和10年7月分	円	〃	円)
令和10年8月分	円	〃	円)
令和10年9月分	円	〃	円)
令和10年10月分	円	〃	円)
令和10年11月分	円	〃	円)
令和10年12月分	円	〃	円)
令和11年1月分	円	〃	円)
令和11年2月分	円	〃	円)
令和11年3月分	円	〃	円)
合計	0 円	〃	0 円)

令和11年度

履行月	支払額		
令和11年4月分	円	(うち消費税及び地方消費税額	円)
令和11年5月分	円	〃	円)
令和11年6月分	円	〃	円)
令和11年7月分	円	〃	円)
令和11年8月分	円	〃	円)
合計	0 円	〃	0 円)